

平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）会議録（第1号）

平成26年9月1日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 6 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 7 同意第3号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
- 8 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 承認第3号 功労者等の承認について
- 10 議案第30号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第31号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第32号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第33号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第34号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第35号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第36号 太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 19 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 20 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 22 認定第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
（認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 5 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
  - 6 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
  - 7 同意第3号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
  - 8 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
  - 9 承認第3号 功労者等の承認について
  - 10 議案第30号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
  - 11 議案第31号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 12 議案第32号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
  - 13 議案第33号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 14 議案第34号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 15 議案第35号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
  - 16 議案第36号 太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 17 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
  - 18 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 19 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 20 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 21 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 22 認定第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 23 認定第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 24 認定第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 25 認定第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 26 認定第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 27 認定第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 28 認定第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- （認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告）

#### 会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 中 薮 清 志 | 2 番  | 堀 卓 史   |
| 3 番  | 藤 澤 元之介 | 4 番  | 首 藤 佳 隆 |
| 5 番  | 福 井 輝 昭 | 6 番  | 森 田 眞 一 |
| 7 番  | 平 田 孝 義 | 8 番  | 吉 田 日出夫 |
| 9 番  | 井 川 芳 昭 | 10 番 | 清 原 良 典 |
| 11 番 | 中 島 貞 次 | 12 番 | 服 部 千 秋 |
| 13 番 | 井 村 淳 子 | 14 番 | 佐 野 芳 彦 |
| 15 番 | 中 井 政 喜 | 16 番 | 橋 本 恭 子 |

#### 会議に欠席した議員

な し

#### 会議に出席した事務局職員

局 長 岡 田 俊 彦                      書 記 北 陽 一 郎

書 記 首 藤 智 子  
説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明  
教 育 長 寺 田 寛 文  
生活福祉部長 井 手 俊 郎  
教 育 次 長 宗 野 祐 幸  
監 査 委 員 水 野 賢 司

書 記 八 木 智 晴  
副 町 長 八 幡 儀 則  
総 務 部 長 堀 恭 一  
経 済 建 設 部 長 堂 本 正 広  
財 政 課 長 森 川 勝

#### 議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は随分しのぎやすくなってまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会では、条例の制定、補正予算、人事案件を初め、平成25年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には、平成25年度決算審査の審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨明けから続く今夏の猛暑もようやく峠を越えた感じがいたしております。それでも

まだまだ暑い日々が続いております。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の進展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事を初め、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものでございます。また、後日追加で契約案件1件を提出させていただく予定をしております。提出いたしました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本恭子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中島貞次議員、服部千秋議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第2 会期の決定

○議長（橋本恭子） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの22日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等24件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成25年度5月分、平成26年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、平成26年第3回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりましたが、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めま

した者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日と定例会3日目の会議のみ、三木孝秀町民課長、塩井英裕生活環境課長、井上仁社会福祉課長、玉田正典社会教育課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から6月27日、6月30日、7月7日、7月14日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第5 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（橋本恭子） 日程第5、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成25年度決算について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第6 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点

#### 検及び評価の報告について

○議長（橋本恭子） 日程第6、報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。  
教育長。

○教育長（寺田寛文） 報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について御説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただくものであります。

点検及び評価の対象は平成25年度に推進した主な教育諸事業で、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」を基本とし、各項目に即した施策、事業ごとに点検、評価を実施いたしました。またよろしくお願ひいたします。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 同意第3号 町医の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（橋本恭子） 日程第7、同意第3号町医の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 同意第3号町医の委嘱につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

町医の中島敏博氏が平成26年6月9日に御逝去されましたので、その後任として、たつの市・揖保郡医師会より御推薦をいただきました太子町東保134番地在住の山本創氏に委嘱したため、太子町町医及び太子町公立学校医設置条例第2条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

山本創氏は、参考資料の経歴調書のとおり、現在小児科医として町民の皆さんの健康

維持に努めていただいております、町医の適任者であると存じます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略し、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

この方、中島氏御逝去のため町医同意という件で、年齢から見て私どもよりも年下の方で、いろいろと尽力されてと思いますが、この方については、私もちょっと勉強不足なのですが、余り名前を聞かない方だと思っておりますので、もう少し説明だけいただきたいと思いますが、この方、東中学校とか、太子町出身の方であるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今回同意を求めています山本創先生につきましては、経歴調書にもお書きしておりますが、平成25年11月に野村医院の小児科のほうに勤務されております。実は山本先生は太子町の東中学校の出身かというお尋ねですが、ではなくて、太子町外から転入されてきた方でございます。野村医院のほうに現在勤務されております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(橋本恭子) ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に森田眞一議員、平田孝義議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(橋本恭子) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(橋本恭子) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(橋本恭子) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

森田眞一議員、平田孝義議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(橋本恭子) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 15票。

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

#### 日程第8 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(橋本恭子) 日程第8、同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(北川嘉明) 同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております寺田寛文氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき町議会の同意を求めるものであります。

寺田氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育行政に精通され、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は平成26年10月1日から30年9月30日までの4カ年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長(橋本恭子) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませ

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田日出夫議員、井川芳昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（橋本恭子） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（橋本恭子） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（橋本恭子） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

吉田日出夫議員、井川芳昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（橋本恭子） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 10票、反対 5票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（橋本恭子） この際、教育委員に選任同意されました寺田教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。教育委員に御同意していただき、ありがとうございます。

任期中は、和の精神を基調としまして、学校園では皆様方一人一人のお力添えと御協力を得ながら、信頼感に満ちた学校園づくりに励んでいきたいと思っております。そして、この学校で学んでよかった、保護者からはこの学校へやってよかったと言えるような学校園づくりに励んでいきたいと思っております。

また、生涯学習につきましては、ふれあい体験活動を礎にしながら、住んでよかった太子町、また町民の皆さんが今まで以上に和のまち太子町に誇りと愛情を抱けるような生涯教育の構築を目指していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 寺田教育長の発言は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第9 承認第3号 功労者等の承認について

○議長（橋本恭子） 日程第9、承認第3号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき功労者の表彰を行いたいため、議会の承認を求めるものであ

ります。

本年度は社会功労賞として、平成10年から15年間の長きにわたり人権擁護委員として地域における人権課題の解決に尽力されました玉田泰之氏、昭和53年より36年間の長きにわたり防犯推進委員会委員として防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と安全・安心のまちづくりに尽力されました西田福太郎氏、産業功労賞として、小規模事業者への強い指導力の発揮や、会員の調和や連帯をもって事業運営に努力され、太子町商工会監事、理事として地域商工業振興発展に尽力されました井上重幸氏、同じく太子町商工会理事として地域商工業振興発展に尽力されました八木康弘氏、教育功労賞として、平成8年度より17年6カ月間の長きにわたり太子町教育委員として教育行政の向上に大きく貢献されました廣橋弘毅氏について、7月31日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績内容は参考資料のとおりでありますので、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

**○議長（橋本恭子）** 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** 産業功労賞の2名、この井上様と、それから八木様に関しては、一応商工会に加入され尽力されたということなんです、私もちょっと勉強不足で申しわけないんですが、これは商工会発足当時の、起動時からの会員という方で、確認なんです、それだけ少しだけ御説明願えますでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（堀 恭一）** 商工会加入時は、ちょっと私ども、いつから発足したか、今資料持っていないんですけども、表彰対象の中に書いてありますとおり、昭和40年より商工会会員として加入されております。

**○議長（橋本恭子）** 井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** ちょっと揚げ足とって申しわけないんですけど、当局が商工会の発足の年月日というのを、知らんけど、いや、40年からやられて功績がありますんで、御指導されてますんでということやけど、ちょっとその辺が、そちらの提案で、いや、発足の年知らんのですわ言うてこの提案というのもちょっといかなもんなかなあと逆に思うんですけど、今聞いても手持ち資料がないということで、これ以上申し上げようがないと思うんですけども、一応そういうことをわかられての提案じゃないんかなあというふうに思いますが、一応、私の聞くことが違うやんかと言われればそれまでですが、この商工会で指導力と言われるんでしたら、その当時から指導力はあったんかとかというふうにも私理解しとったんで、その辺についてはどうですか。年数についてはいいですけども。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（堀 恭一）** これにつきまして、もちろん産業功労賞でございますので、それ関係機関、団体等に照会をかけまして、その中でも商工会でこういう監事とか理事とかということで指導力を発揮したというふうに推薦をいただきまして、内容等も見させていただきまして、このように決定したということでございます。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（橋本恭子）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（橋本恭子）** 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第10、議案第30号から日程第28、認定第7号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

**日程第10 議案第30号 平成26年度  
兵庫県太子町一般会計補  
正予算（第3号）**

○議長（橋本恭子） 日程第10、議案第30号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第30号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による必要経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,005万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億6,392万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金、諸収入及び町債の追加と地方交付税、県支出金、繰入金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費及び教育費の追加と民生費、土木費の減額であります。

また、地方債の補正については、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案の

とおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） ただいま上程されました議案第30号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金の増額と事業執行に伴う国庫支出金、歳入の確定に伴う普通交付税等を補正するものでございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費、また事業執行による必要経費の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

まず、歳出全般にわたる人件費の補正につきましては、人事異動による職員給、職員手当の増減、また市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の負担率の変更によりまして、総額1,821万5,000円の増額となっております。

なお、会計間異動を含めた全体での人件費は981万7,000円の増額でございまして、主な増額は職員手当等845万5,000円、共済費180万4,000円でございます。

それでは、19ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節7賃金につきましては、嘱託事務員1名の育児休業による減額及び嘱託事務員1名の賃金を税務総務費へ振りかえたことによる396万円の減額でございます。節13委託料、職員採用候補者試験委託料9万円の追加につきましては、幼稚園教諭の急な退職に伴う補充のため採用試験を実施するものでございます。

次に、町長公用車運転業務委託料145万5,000円の追加につきましては、嘱託員の雇用から運転業務を委託に切りかえたことによるものでございます。

目7電子計算機費、節13委託料481万8,000円の追加につきましては、社会保障・

税番号制度において、現在太子町の各業務システムで保有する個人番号は同一人でありながら別々に付番されていることがあります。これを1つの共通番号にひもづけして管理する統合宛名システムの構築委託料でございます。節19負担金・補助及び交付金98万1,000円の追加につきましては、社会保障・税番号制度に基づく情報連携の対象となる個人番号を保有管理する中間サーバーが地方公共団体情報システム機構の整備するクラウドにより運営されることになったため、その共同利用のための負担金でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

目8交通安全対策費、節11需用費、光熱水費の87万5,000円の追加につきましては、交通安全灯のLED化が業者による実態調査及びLED器具との互換性の解消に時間を要したため2カ月程度遅れたことによる電気代の不足により追加するものでございます。

次に、目13基金費、節25積立金の追加につきましては、前年度決算による実質収支額の2分の1以上を積み立てることを規定した地方財政法第7条第1項の規定に基づく積み立てとして、財政調整基金積立金に1億3,988万8,000円を積み立てるものでございます。

項2徴税費、目1税務総務費、節7賃金につきましては、当初項1総務管理費、目1一般管理費に計上しておりました嘱託事務員賃金を当税務総務費につけかえたこと及び確定申告の時期に業務に従事する臨時事務員1名の雇用による223万8,000円の追加でございます。節13委託料650万2,000円の追加につきましては、社会保障・税番号制度における情報連携のため、税務システムの改修及び環境整備等を委託するものでございます。

目2賦課徴収費、節23償還金・利子及び割引料、諸税過誤納付還付金623万1,000円の追加につきましては、修正申告及び配当還付等が大幅に増加したためによる追加でございます。

23ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費及び目2指定統計調査費につきましては、委託金の交付決定に伴う追加及び減額でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節18備品購入費の20万円の追加につきましては、厚生労働省の認知症施策推進5か年計画の中で推進される、認知症の方とその御家族の方の支援のため、認知症カフェ開設のため、県の補助を受け、立ち上がりに当たり、施設備品を購入するものでございます。なお、補助率につきましては10分の10でございます。

目3老人医療費の追加につきましては、平成25年度の医療費等補助金について精算するものでございます。これ以降の説明欄において記載しております返還金につきましても同様の趣旨でございますので、説明は省略させていただきます。

25ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、小田町自治会の児童公園用地取得に対する補助金として30万円を追加するものでございます。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金588万8,000円の追加でございますが、保育士の処遇改善に取り組む私立認可保育所に対して、保育士等の処遇改善に必要な補助を実施するものでございます。昨年度は安心こども基金を活用して子育て支援対策臨時特例交付金事業として実施いたしましたが、本年度からは国、県の補助を財源に実施するものでございます。

27ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の高齢者肺炎球菌予防接種委託料につきましては、平成21年度より75歳以上の方を対象に実施しておりましたが、本年10月より65歳以上または60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方を対象として定期接種として実施しますので、553万2,000円を追加しております。

水痘ワクチン予防接種委託料につきまして、本年10月より1歳児及び2歳児を対象として2回接種、経過措置として3歳児及び4歳児には1回接種により実施しますので、1,678万8,000円を計上しております。

29ページをお願いします。

項2清掃費、目2塵芥処理費、節12役務費、手数料4万4,000円の追加につきましては、町保有の7台の高圧コンデンサーが来年度に処分できる見込みとなり、うち2台分についてPCB含有判定が未実施となっておりますので、事前に検査を実施するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては、第17回全国農業担い手サミットに参加するため所要経費を追加するものでございます。

目5農地費、節15工事請負費、宮本地区水路鋼製堰設置工事費及び次ページの鶴飼地区農業用鋼製ゲート扉体改良工事費の追加につきましては、県の補助事業でございます西播磨ふるさとの風景づくり整備事業に採択される見込みとなりましたので、地元からの要望を踏まえ、県補助金及び地元負担金を伴う事業として260万円を追加するものでございます。

31ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金につきましては、先ほど申し上げました宮本地区水路鋼製堰設置工事費を工事請負費に計上したことによる町補助土地改良事業費補助金の41万4,000円を減額するものでございます。多面的機能支払交付金128万3,000円の追加につきましては、農地・水保全管理支払交付金制度が見直され、多面的機能支払制度が創設されたことにより、町内14組織において実施される農地維持等に係る補助事業について、本町の負担割合の事業費4分の1について県に支払い、県より各組織に直接交付するための追加でございます。

款7商工費、項1商工費、目3消費者行政対策費につきましては、本年度も消費者行政

活性化事業補助金が交付されることが決定し、その交付決定に基づき、講習及び啓発事業に係る経費を追加するものでございます。

33ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費571万1,000円につきましては、平成26年3月末の退職団員数の確定及び今期の定例会で御審議をいただいております消防団員の退職報償金の改正内容を踏まえた所要額の補正でございます。

目4災害対策費、節18備品購入費につきましては、兵庫県市町村振興協会の防災資機材等整備支援事業交付金が措置されたことに伴い、夜間の停電発生時の対応のため、発電機搭載型投光機を購入するものでございます。なお、補助率は10分の10でございます。

35ページをお願いします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費につきましては、太田小学校等職員駐車場の舗装を当初は駐車場内の芝生部分は太田小学校芝生化実行委員会が県民まちなみ緑化事業を活用して実施することとしており、残りのアスファルト部分については町事業として実施する予定でございました。しかしながら、施工の検討において、同一業者に一括発注するほうが効果的な事業実施が可能なことから、町事業分の工事請負費を同委員会への補助金として組み替えるものでございます。また、工事期間中、太田小学校運動場を代替駐車場として安全確保のために仮設フェンス等を設置する費用として、この差額分196万9,000円を追加するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節7賃金の嘱託教諭賃金458万9,000円の追加につきましては、職員2名の退職により、2名の嘱託教諭を雇用するものでございます。パート教諭賃金40万8,000円につきましては、肢体不自由児の入園により、太田幼稚園において当該園児の個別支援を行うための追加でございます。節13委託料、昇任資格試験委託料14万8,000円の追加につきましては、一般行政職と同様に幼稚園教諭の昇任資格試験を実

施するための追加でございます。

37ページをお願いいたします。

項5 社会教育費、目2 公民館費、節7 賃金の減額につきましては、再任用職員を配置したことにより、嘱託館長賃金216万円を減額するものでございます。

目3 青少年教育費、節8 報償費の追加につきましては、今年度より土曜日学びの集い事業を小学校5年生、6年生を対象に実施しておりますが、当初2クラスの開催予定でございましたが、応募者が多く、英会話教室のプログラムを精査した結果、授業にコーディネーター及びボランティアを配置し、3クラスでの開催に変更したことにより、推進員等の謝礼134万円を追加するものでございます。

目6 図書館費、節7 賃金の13万6,000円の減額につきましては、4月採用の予定が再募集により5月にずれ込んだことによる4月分の賃金を減額するものでございます。

目7 会館管理費、節14 使用料及び賃借料、駐車場借料の追加でございますが、本年12月末にて契約終了予定の駐車場部分の借地契約について、引き続き契約が可能となりましたので、平成27年1月から3月までの3カ月分の借料29万7,000円を追加するものでございます。

39ページをお願いします。

目9 総合センター費及び項6 保健体育費、目3 総合公園管理費、節7 賃金の減額につきましては、再任用職員を配置したことにより嘱託員賃金を減額するものでございます。

目4 給食センター費、節7 賃金、臨時事務員賃金の追加につきましては、職員の病気休暇により臨時事務員1名を雇用するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

11ページをお願いします。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金につきましては、交付額の確定により減収補てん特例交付金125万円を追加するものでございます。

款10 地方交付税につきましては、普通交付

税の本年度交付額が15億9,528万円と決定して計上したものでございます。

款12 分担金及び負担金、項1 負担金、目2 農林水産業費負担金につきましては、西播磨ふるさとの風景づくり整備事業に係る地元負担金として、宮本自治会、鵜飼自治会からの負担金でございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金でございます。補助率には上限額はございませんが、宛名統合システムの構築が10分の10、税務システムの改修が3分の2でございます。

目2 民生費国庫補助金につきましては、当初予算において民生費県補助金に県の安心こども基金を財源として子育て支援対策臨時特例交付金を計上しておりましたが、今年度より国及び県補助金として各事業の補助率にあわせて予算措置されることになりましたので、各事業の補助率にあわせて組み替えるものでございます。

13ページをお願いします。

款15 県支出金、項1 県負担金、目2 移譲事務市町交付金につきましては、交付決定による追加でございます。

項2 県補助金につきましては、民生費国庫補助金で申しあげました子育て支援対策臨時特例交付金の組み替えと、各事業の補助採択等に伴う追加及び減額、また前年度事業費の精算に伴う追加交付分でございます。

15ページをお願いします。

項3 委託金、目1 総務費委託金、節1 総務管理費委託金、人権啓発活動地方委託金13万3,000円につきましては、本町で実施します男女共同参画講演会が県の人権啓発活動地方委託事業に採択されたことによる追加でございます。

節3 統計調査費委託金につきましては、交付金の交付決定による委託金の追加及び減額でございます。

款18 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億5,500万6,000円の減額につ

きましては、今回の補正予算における財源調整により減額するものでございます。

款19繰越金は、平成25年度一般会計の実質収支額は2億7,977万4,250円でしたので、予算との差額を補正するものでございます。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1総務費雑入の協働のまちづくり活動支援事業交付金につきましては、交付決定に伴う追加でございまして、

節6消防費雑入につきましては、歳出の消防団員退職報償金の補正と同額を基金から受け入れるものでございます。防災資機材等整備支援事業交付金につきましては、決定通知に伴う追加でございまして、

17ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目5臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定にあわせて発行限度額が決定されましたので、2,248万2,000円を追加するものでございます。

最後に、6ページをお願いします。

第2表の地方債補正につきましては、臨時財政対策債の補正にあわせて限度額を変更するものでございます。

以上で平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 詳細説明が終わりました。

~~~~~

**日程第11 議案第31号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第31号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第31号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知及び前年度精算による補正等であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,511万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,684万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と前期高齢者交付金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、基金積立金、諸支出金の追加と介護納付金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議案第31号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金の追加と前期高齢者交付金額の決定通知等に伴う補正でございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費の補正、額の決定通知があった後期高齢者支援金、介護納付金等の補正、平成25年度の実績精算による償還金の追加等を行う補正でございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動等による人件費の補正として92万8,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、財源更正でございます。

款3後期高齢者支援金等16万3,000円の追

加、款4前期高齢者納付金等2万5,000円の追加及び10ページの款6介護納付金18万6,000円の減額については、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知に基づき補正をしております。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費については、平成25年度まで姫路市医師会に委託しておりました人間ドック等受診助成事業について、平成26年度より対象受診機関を全健診機関に拡大して個人助成をする方式に改めたことに伴い、予算措置科目を振りかえるものでございます。

款9基金積立金については、歳入歳出の財源調整をした後に生じた848万6,000円を後年度の財政需要に備えるための財政調整基金積立金として追加しております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金で3,339万6,220円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で4万円、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金で1,226万5,321円、後期高齢者医療制度特別対策補助金で539万円をそれぞれ償還するために合計4,570万2,000円を補正しております。いずれも平成25年度の実績精算によります償還金でございます。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款5前期高齢者交付金については、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知によるもので、36万8,000円を減額しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、歳出の一般管理費において人件費を追加したことにより92万8,000円を追加しております。

款10繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については、当初予算編成時において財源補填として8,167万6,000円を計上しておりましたが、前年度からの繰越金が計上できたため、全額を減額しております。

款11繰越金、項1繰越金、目1療養給付費

等交付金繰越金については、平成25年度退職者医療療養給付費等交付金の実績精算による返還金について、前年度繰越金と区別して充当する必要があるため、1,226万4,000円を追加しております。

目2その他繰越金については、平成25年度実質収支額1億6,623万5,112円から療養給付費等交付金繰越金と当初予算措置額を差し引いた1億2,397万円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,511万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,684万6,000円とするものでございます。

以上で平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第12 議案第32号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第32号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第32号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知及び前年度精算による補正等及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,015万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金、町債の減額であります。

歳出予算としましては、介護サービス事業費、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費の減額であります。

また、地方債の補正については、介護保険法定給付事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議案第32号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金の増額と繰入金、財政安定化基金貸付金の減額を行う補正でございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費の補正、平成25年度の実績精算による基金積立金及び償還金の追加等を行う補正でございます。

それでは、歳出から説明いたします。

10ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で211万6,000円の減額、節3職員手当等で22万2,000円の追加、節4共済費で20万2,000円の減額、節7賃金で新たに臨時職員1名の雇用により50万3,000円の追加、節19負担金・補助及び交付金で29万7,000円の減額、合わせて189万円減額しております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費については、節23償還金・利子及び割引料で、過年度過誤納付還付金として78万2,000円追加しております。

12ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護諸費につきましては、基金繰入金と財政安定化基金貸付金の増減にあわせて財源更正をしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費については、異動等によるものとして、節3職員手当で9,000円減額、節4共済

費で1万円追加し、合わせて1,000円追加しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、異動等によるものとして、節2給料で30万4,000円の追加、節3職員手当等で5万6,000円減額、節4共済費で13万1,000円追加、節19負担金・補助及び交付金で6万5,000円追加し、合わせて44万4,000円追加しております。

14ページをお願いします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成25年度の介護保険料の剰余金を基金に積み立て、平成26年度以降の給付費の財源に充てるため、17万9,000円追加しております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成25年度事業精算の結果、国費、県費、支払基金への返還金として1,809万1,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをお願いします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成25年度事務費繰入金精算分と事業費繰入金精算分及び異動等による給与等合わせ、6,216万5,000円減額しています。

款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費準備基金の残高に合わせ、4,834万7,000円を追加しております。

款9繰越金、項1繰越金については、平成25年度からの繰越金として7,977万2,000円を追加しております。

款11町債、項1財政安定化基金貸付金については、介護給付費準備基金繰入金の増額により4,834万7,000円を減額しております。

続きまして、3ページをお願いします。

第2表地方債の補正につきましては、介護給付費準備基金繰入金の増額により財政安定化基金貸付金が減額になることから、介護保険法定給付事業の起債限度額を変更しており

ます。

以上で議案第32号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第13 議案第33号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第33号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第33号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,409万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、前年度繰越金85万3,000円を減額し、また財源調整のため一般会計繰入金8万9,000円を減額しております。

歳出予算につきましては、一般管理費において、異動等に伴う人件費8万6,000円の減額と、後期高齢者医療広域連合納付金において、平成26年4月、5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金85万6,000円を減額しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第14 議案第34号 平成26年**

**度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第14、議案第34号平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第34号平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,487万円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整により繰入金を減額し、25年度決算に伴い繰越金を追加しております。

歳出予算につきましては、異動等に伴う人件費の補正と下水道費、一般管理費において、経年劣化による修繕箇所増加により修繕料等の増額、前処理場管理費において、老朽化による流入ポンプ更新工事費を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第15 議案第35号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第15、議案第35号平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第35号平成26年度

兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による必要経費の補正であります。

その内容につきましては、収益的支出において、職員の異動等による人件費の補正及び阪神・淡路大震災20年事業水道災害シンポジウム参加旅費等の追加により250万1,000円を減額し、収益的支出総額を6億2,916万円とするものであります。

資本金収入におきましては、投資有価証券償還受入金を3億円追加するものでございます。現在保有しております有価証券は4件、4億円でございますが、今年度の売却益を確保したときに受け入れる有価証券購入時の元金分でございます。

資本金支出におきましては、建設改良費において、J R西日本との協議により、管路管材の変更等により、福地地内外老朽管更新事業の工事請負費を1,000万円追加させていただいております。

投資有価証券購入費については、先ほどの有価証券売却後、または運転資金の余剰分を有効に運用するために有価証券を購入するためのものでございます。

また、資本金収入支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第16 議案第36号 太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第16、議案第36号太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第36号太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、ひとり親家庭への支援施策の強化の一環として、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称され、父子家庭への支援が拡大されることに伴い、太子町保健福祉審議会の担任事項に父子家庭に係る事項を追加するものです。

施行日につきましては、改正後の母子及び寡婦福祉法が施行される平成26年10月1日とします。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第17、議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、母子及び寡婦福祉法及び兵庫県母子家庭等医療費給付事業実施要綱の一部改正に伴い、本条例の関係部分を改正するものであります。

改正の内容でございますが、父子家庭への支援拡充により「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称し、父子家庭の父を定義していた別表第2を削り、同法第6条第2項に定めるものにより定義することとしております。

また、別表第2の削除により、従前の別表

第3を別表第2に改めるものです。

施行日につきましては、平成26年10月1日からとしております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～

**日程第18 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第18、議案第38号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第38号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成24年8月、子ども・子育て関連3法の成立を受け、児童福祉法の一部が改正され、市町村は子ども・子育て支援新制度の中で地域型保育事業と位置づけられる家庭的保育事業など4事業の設備及び運営について条例で基準を定め、市町村が認可することとされました。

条例の内容につきましては、国で示された基準と同様とし、さらに事業者の運営に関して、暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加しております。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第38号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に

ついて詳細説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法第34条の16の規定が改正され、市町村は子ども・子育て新制度の中で地域型保育事業と位置づけられる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営について条例で基準を定め、市町村が認可をすることとされました。

家庭的保育事業などは原則として3歳未満の保育認定を受けた子供が対象となり、事業所内保育事業所以外の認可定員は19人以下で実施される事業でございます。この条例は、家庭的保育事業者などが事業を実施する上で遵守すべき設備、面積や職員の配置、衛生管理や食事に係る基準を定めるものです。

条例の内容につきましては、国で示された基準と同様となっておりますが、第5条第5項に、太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、事業者の運営に関して、暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加いたしております。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法等の施行日と同日となっており、子ども・子育て新制度がスタートする平成27年4月1日を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～

**日程第19 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第19、議案第39号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制

定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（北川嘉明）** 議案第39号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成24年8月、子ども・子育て関連3法の成立を受け、市町村は特定教育・保育施設事業者及び特定地域型保育事業者への給付を実施するに当たり、運営に関する基準を条例で定めて、それぞれの事業者について認可を行うこととなっております。

この条例では、認可を受けた幼稚園及び認定こども園、保育所において実施する特定教育・保育事業や小規模保育所等において実施する特定地域型保育事業についての利用定員に関する基準並びに運営に関する基準等を定めるものです。

基準の内容につきましては、国で示された基準と同様とし、さらに事業者の運営に関して、暴力団等の参入や影響を排除する項目のみ追加しております。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（橋本恭子）** 副町長。

**○副町長（八幡儀則）** ただいま上程されました議案第39号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について詳細説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法において、市町村は特定教育・保育施設事業者への施設型給付及び特定地域型保育事業者への地域型給付を実施するに当たり、運営に関する基準を定めて、それぞれの事業者について確認を行うこととなっております。

この条例では、認可を受けた幼稚園及び認定こども園、保育所において実施する特定教

育・保育事業や小規模保育所等において実施する特定地域型保育事業についての利用定員に関する基準並びに運営に関する基準などを定めるものでございます。

利用定員の基準につきましては、特定教育・保育事業では第4条に、幼稚園を除く特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とすること。また、1号、2号、3号の認定区分ごとの利用定員を定め、さらにゼロ歳児から2歳児の3号認定の子供につきましては、ゼロ歳児と1歳、2歳児とに区分して定めることとしております。

一方、特定地域型保育事業の利用定員の基準につきましては、第37条において、家庭的保育事業では1人以上5人以下、小規模保育事業A型とB型では6人以上19人以下、小規模保育事業C型では6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業では1人とし、またゼロ歳児と1歳、2歳児とに区分して定員を定めることとしております。

次に、運営に関する基準につきましては、特定教育・保育事業では第5条から第34条、特定地域型保育事業では第38条から第50条で、それぞれ保護者に対する説明や正当な理由がない場合の利用拒否の禁止、利用者負担などの受領、教育・保育の取扱方針、子供を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持、事故発生の防止及び発生時の対応など、事業運営の上で必要となる基準を定めるものでございます。

基準の内容につきましては、国で示された基準と同様になっておりますが、第3条第5項に、太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、事業者の運営に関して、暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加いたしております。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行日といたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（橋本恭子）** 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第20 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第20、議案第40号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第40号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件の退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務し、退職した者に対して、勤務年数や階級に応じて支払うものでございます。全国的に減少する消防団員の処遇改善を図ることで団員を確保するために、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正が平成26年3月7日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の退職報償金支給額を約5万円引き上げる改正を行うものです。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第21 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第21、議案第41号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第41号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案件は、平成24年8月、子ども・子育て関連3法の成立を受け、児童福祉法が一部改正され、留守家庭児童を預かる放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を条例で定めることとなりました。

条例の内容につきましては、国が示す基準と同様としておりますが、暴力団の参入や影響を排除する項目を追加、また1クラスの児童数を町の既存施設の面積等を考慮して50人としている点が異なっています。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第41号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が一部改正され、事業の実施主体となる市町村や社会福祉法人などに対し、事業の設備及び運営の最低基準を条例で定めることとなりました。

本事業は、小学校就学児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭、地域などが連携し、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を目的とする事業で、現在実施しております学童保育園事業がこれに該当いたします。

条例の内容につきましては、厚生労働省令に従うべき基準を参酌すべき基準があり、その大部分は省令基準と同様となっております。

す。省令と異なる部分は、第5条第5項において、太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、事業者の運営に関して、暴力団の参入や影響を排除する項目を追加し、第10条第4項の1クラスの児童数は、毎日利用する児童と一時的に利用する児童の人数を加えた数が省令では40人から70人以下が適当とされていますので、町の既存施設の面積などを考慮して50人としております。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法等の施行日と同日となっており、子ども・子育て新制度がスタートする平成27年4月1日を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第22 認定第1号 平成25年度  
兵庫県太子町一般会計歳入  
歳出決算の認定について

日程第23 認定第2号 平成25年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第24 認定第3号 平成25年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第25 認定第4号 平成25年度  
兵庫県太子町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第26 認定第5号 平成25年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第27 認定第6号 平成25年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第28 認定第7号 平成25年度

## 兵庫県太子町水道事業会計 決算の認定について

○議長（橋本恭子） 日程第22、認定第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、認定第7号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 認定第1号から第7号までの各会計決算の認定について一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額は98億497万184円、歳出総額94億8,342万7,934円、歳入歳出差し引き額は3億2,154万2,250円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源4,176万8,000円を差し引いた実質収支額は2億7,977万4,250円となっております。

歳入については、予算額97億2,634万4,000円、調定額102億3,444万4,784円に対し、収入済額98億497万184円、不納欠損額2,970万6,772円、収入未済額3億9,976万7,828円でございます。

また、歳出については、予算額97億2,634万4,000円に対し、支出済額94億8,342万7,934円、翌年度繰越額7,178万6,000円、不用額1億7,113万66円となっております。

続きまして、認定第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額34億7,985万2,169円に対し、歳出総額33億1,361万7,057円で、歳入歳出差し引き額は1億6,623万5,112円となっております。

歳入については、予算額34億891万5,000円、調定額37億9,346万4,600円に対し、収入済額34億7,985万2,169円、不納欠損額2,030万334円、収入未済額2億9,331万

2,097円でございます。

また、歳出については、予算額34億891万5,000円に対し、支出済額33億1,361万7,057円、不用額9,529万7,943円となっております。

次に、認定第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額19億13万8,497円に対し、歳出総額18億2,036万5,029円で、歳入歳出差し引き額は7,977万3,468円となっております。

歳入については、予算額19億2,191万7,000円、調定額19億2,815万3,176円に対し、収入済額19億13万8,497円、不納欠損額207万243円、収入未済額2,594万4,436円でございます。

また、歳出については、予算額19億2,191万7,000円に対し、支出済額18億2,036万5,029円、不用額1億155万1,971円となっております。

次に、認定第4号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額3億290万8,294円に対し、歳出総額2億9,676万485円で、歳入歳出差し引き額は614万7,809円となっております。

歳入については、予算額3億332万3,000円、調定額3億447万401円に対し、収入済額3億290万8,294円、不納欠損額2万5,788円、収入未済額153万6,319円でございます。

また、歳出については、予算額3億332万3,000円に対し、支出済額2億9,676万485円で、不用額656万2,515円となっております。

次に、認定第5号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2,632万7,694円に対し、歳出総額2,087万789円で、歳入歳出差し引き額は545万6,905円となって

おります。

歳入については、予算額2,188万8,000円、調定額2,649万2,694円に対し、収入済額2,632万7,694円、収入未済額16万5,000円でございます。

また、歳出については、予算額2,188万8,000円に対し、支出済額2,087万789円で、不用額は101万7,211円となっております。

次に、認定第6号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額17億6,236万739円に対し、歳出総額17億1,442万9,847円で、歳入歳出差し引き額は4,793万892円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源1,028万円を差し引いた実質収支額は3,765万892円となっております。

歳入については、予算額17億5,054万4,000円、調定額18億666万9,762円に対し、収入済額17億6,236万739円、不納欠損額62万3,820円、収入未済額4,368万5,203円でございます。

また、歳出については、予算額17億5,054万4,000円に対し、支出済額17億1,442万9,847円、翌年度繰越額1,028万円、不用額2,583万4,153円となっております。

最後に、認定第7号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

平成25年度の収益的収入は、給水収益が税抜きで前年度対比382万5,522円、1.0%の減収となりましたが、消費税率改正前の駆け込み需要による住宅の新築が増加したことから、水道加入金が税抜きで対前年度比715万円増額した要因等により817万5,763円増加し、決算額は4億5,891万5,429円となりました。

また、事業費用においては、営業費用が10%の増、営業外費用が10.8%の減により、費用全体としては前年度対比8.8%増加の4億5,939万9,090円となりました。

その結果、収益的収支といたしましては、

決算額から仮受消費税を除きました収入総額4億3,823万2,313円に対し、税抜き支出総額4億5,116万5,677円で、純損失は1,293万3,364円となりました。

一方、資本的収入におきましては、工事負担金が2件で20万円の収入がありました。支出では、建設改良費が3,358万152円、企業債償還金が4,130万9,905円となりました。

その結果、資本的収支において不足する額7,469万57円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上、7会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

**○議長（橋本恭子）** この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後0時58分）

**○議長（橋本恭子）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、認定第1号をお願いします。

副町長。

**○副町長（八幡儀則）** 先ほど上程されました認定第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する調書にも記載しております事項につきましては重複説明となる箇所もあろうかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

歳出から御説明申し上げます。

全体を通して、人件費につきましては15億3,508万4,000円で、前年度比2.5%増となっております。職員数増等により給料が1,051万3,000円、職員手当等が565万4,000円の増、負担率変更により共済組合負担金が20万3,000円、退職手当組合負担金が204万1,000円、町村議会議員共済会負担金が295万5,000円の減、また退職者の増により退職手

当組合特別負担金が2,174万1,000円の増となっております。

それでは、56ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4共済費2,714万4,960円につきましては、給付費負担率が5.7%減となったものでございます。節10交際費11万2,000円につきましては、慶弔費6件で10万6,500円、賛助費1件で5,500円、前年度に比べて6万6,500円の増となっております。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費191万5,359円につきましては、渉外費52件で65万126円、慶弔費62件で67万8,500円、賛助費43件で48万円、その他11件で10万6,733円でございます。

64ページをお願いいたします。

目4会計管理費、節22補償・補填及び賠償金140万3,800円につきましては、平成22年1月以降の源泉徴収漏れ6件に対する延滞税39万4,300円、不納付加算税100万9,500円でございます。

68ページをお願いいたします。

目6企画費、節19負担金・補助及び交付金のうち民営乗合バス運行補助金193万3,000円につきましては、民営乗合バスの赤字路線に対して経常損益の一部を補助したものでございます。

目7電子計算機費、節14使用料及び賃借料のうち電子計算機借料2,397万2,003円につきましては、基幹業務システムのリース満了等に伴い、前年度対比で3,430万9,432円の減となっております。

72ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節15工事請負費のうち防犯灯LED化工事費1,067万1,150円につきましては、斑鳩地区、龍田地区、太田西地区の太子町管理防犯灯をLED防犯灯に整備したものでございます。

76ページをお願いいたします。

目15新庁舎建設費、節13委託料6,142万5,000円につきましては、新庁舎建設施設

計業務委託料でございます。

78ページをお願いいたします。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金・利子及び割引料728万1,110円につきましては、過年度の過誤納付金を還付したもので、個人町民税158件で287万4,308円、法人町民税47件で402万4,800円、固定資産税6件で21万1,900円、軽自動車税3件で2万9,800円と配当割・譲渡割賦課充当金として36件で14万230円となっております。

88ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1億6,751万3,020円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、法定分の繰り出しとして保険基盤安定に1億1,002万6,725円、職員給与費等に3,997万295円、出産育児一時金等に726万円、財政安定化支援事業に1,025万6,000円となっており、本年度についても前年度と同様、財源補填のための繰り出しは行っておりません。繰出金総額は、前年度と比較して194万262円の減となっております。

90ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節19負担金・補助及び交付金のうち社会福祉施設整備事業補助金1億6,820万円につきましては、社会福祉法人太子福祉会、太子の郷の地域密着サービスに係る施設整備及び開設準備補助でございます。24年度においても予算計上しておりましたが、工期が大幅に遅れたため25年度へ全額繰り越したものでございます。

92ページをお願いいたします。

節28繰出金2億9,521万円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、保険給付事業に2億8,993万8,000円、介護サービス事業費に527万2,000円となっており、保険給付事業は介護給付費に1億8,940万1,386円、事務費等に8,897万7,723円、償還金に1,155万8,891円となっております。

目4後期高齢者医療費、節28繰出金

5,657万6,896円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、保険基盤安定として3,882万9,489円、事務費として1,774万7,407円となっております。

96ページをお願いいたします。

目6障害福祉費、節20扶助費のうち介護給付費4億730万5,222円につきましては、障害者総合支援法に基づくサービス利用者の介護給付費用でございます。特に居宅介護・生活介護の利用者の増加に伴い、前年度と比べ1,320万6,434円増となっております。計画相談支援費348万4,878円につきましては、法改正により25年度から支給決定プロセスを見直し、障害福祉サービス等の申請時にサービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定に反映させるものでございます。

102ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料のうち子ども・子育て支援事業計画策定委託料129万1,500円につきましては、共働き家庭だけではなく、全ての子育て家庭を支援する子ども・子育て支援制度の27年4月本格スタートに向けた事業計画策定の委託費用でございます。

106ページをお願いいたします。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金のうち子育て支援対策臨時特例交付金保育所等整備事業補助金3,360万6,000円につきましては、核家族化や就労形態の多様化による保育需要に対応するため、石海保育園の20名の定員増加に伴う92.95平方メートルの増築工事費と屋根ふきかえ工事への補助金でございます。子育て支援対策臨時特例交付金588万8,000円につきましては、保育の質を確保するため、保育士の処遇改善費への補助金でございます。

目5児童措置費、節20扶助費のうち放課後等デイサービス給付費4,251万4,767円につきましては、町内に事業所ができたことで利用者が増え、前年度と比べ1,661万138円増加しております。

116ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節13委託料のうち子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業委託料につきましては130万6,998円で、前年度比86.8%の減となっておりますが、平成25年6月に厚生労働省より積極的接種勧奨を控える通達があり、接種者数が減少したことによるものでございます。三種混合二種混合接種委託料255万7,729円、ポリオ接種委託料234万3,275円及び四種混合接種委託料1,230万6,724円につきましては、三種混合ワクチンにポリオワクチンを合わせた四種混合接種の接種者が増えたものでございます。風しん予防接種緊急助成事業委託料112万2,418円につきましては、全国的に風疹が流行し、先天性風しん症候群の予防を目的に25年6月から妊娠を希望される19歳以上の女性と妊婦の夫を対象に助成したものでございます。

120ページをお願いいたします。

目 4 環境衛生費、節19負担金・補助及び交付金のうち6,176万8,000円につきましては、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金でございますが、火葬場施設の管理及び運営に係る経費2,144万6,000円と火葬場施設建設に伴います起債の元利償還に係る経費4,032万2,000円でございます。

124ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節10交際費 1 万5,000円につきましては、慶弔費 3 件でございます。

126ページをお願いいたします。

目 4 米生産調整推進費、節19負担金・補助及び交付金のうち経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金227万5,000円につきましては、制度の推進活動や要件確認等に要する事務経費に対する補助金でございます。

128ページをお願いいたします。

目 5 農地費、節19負担金・補助及び交付金のうち農地・水・環境保全推進協議会負担金204万8,623円につきましては、農地・水・環境保全共同及び向上対策事業の本町負担分で

ありまして、同協議会より、農業資源を保全する活動に取り組む町内11自治会組織及び農業施設の長寿命化のための補修、更新等を行う町内 5 自治会組織に対して交付されるうちの太子町負担分でございます。

130ページをお願いいたします。

目 7 国土調査費、節13委託料、地籍調査事業委託料609万円につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を吉福地区において実施したものでございます。

138ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 2 道路維持費、節15工事請負費4,519万3,050円につきましては、沖代線その他の舗装補修工事及び北之町東芝西線その他の道路補修工事でございます。

目 4 幹線道路整備事業費、節13委託料404万2,500円につきましては、網干線ほか道路用地測量業務委託料でございます。

142ページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 4 公園事業費、節15工事請負費6,228万1,800円につきましては、総合公園駐車場等の整備を実施したもので、国庫補助分5,979万8,550円、単独分248万3,250円でございます。節17公有財産購入費418万6,656円につきましては、総合公園用地として東部の山林2筆、面積1,308.33平方メートルの買収によるものでございます。

144ページをお願いいたします。

目 6 都市再生整備事業費、節15工事請負費8,860万3,200円につきましては、鵜旧国道線道路整備工事でございます。

146ページをお願いいたします。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、節19負担金・補助及び交付金 3 億8,399万円につきましては、太子町を含む 3 市 2 町の構成市町による西はりま消防組合への負担金等でございます。

目 2 非常備消防費、節10交際費 5 万円につきましては、慶弔費 3 件で 4 万円、その他 2 件で 1 万円でございます。

148ページをお願いいたします。

目 3 消防施設費、節19負担金・補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金167万5,000円につきましては、消防資機材のホース等を35自治会へ補助したものでございます。

150ページをお願いいたします。

目 4 災害対策費、節15工事請負費467万2,500円につきましては、J－A L E R T受信機で受信したミサイルやテロ情報等の緊急情報を人手を介することなく携帯電話の緊急速報メールにより地域内の住民へ瞬時に伝達できるよう、自動起動装置を整備したものでございます。

款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、節10交際費 3 万5,000円につきましては、慶弔費 6 件でございます。

156ページをお願いいたします。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節11需用費のうち修繕料4,365万5,315円につきましては、老朽化による屋根部材の剥がれ、雨漏り等の改修を行いました龍田小学校体育館屋根ほか改修工事が1,995万9,450円、校舎の老朽化による雨漏りを防ぐための太田小学校東棟屋上防水工事が601万6,500円、昨年 6 月に発生しました火災による損傷を修繕した太田小学校体育館改修工事が638万7,150円、その他各小学校の修繕を実施したものでございます。

158ページをお願いいたします。

目 2 教育振興費、節 7 賃金のうちスクールアシスタント賃金 9 名分の946万6,000円につきましては、注意欠陥・多動性障害等により行動面に特別な配慮や指導が必要な児童への教育支援を行うため、各小学校にスクールアシスタントを配置したものでございます。

162ページをお願いいたします。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節15工事請負費126万円につきましては、ふるさと応援寄付金を活用して太子西中学校の教室に扇風機を設置したものでございます。

164ページをお願いいたします。

目 2 教育振興費、節13委託料1,000万円に

つきましては、A L Tを2名配置したものでございます。

176ページをお願いいたします。

項 5 社会教育費、目 3 青少年教育費、節15工事請負費78万7,500円につきましては、龍田小学校の空き教室にて開設しております龍田学童保育園のエアコン設置工事費でございます。この工事をもって、太子町内にある4学童保育園全てにエアコンが設置されております。

182ページをお願いいたします。

目 6 図書館費、節13委託料のうちシステム導入委託料408万321円につきましては、昨年11月より運用を開始した図書館システム導入に係る委託費用でございます。

184ページをお願いいたします。

目 7 会館管理費、節11需用費のうち大ホール音響調整卓の更新451万5,000円につきましては、経年劣化による接触不良を解消するための修繕でございます。

186ページをお願いいたします。

節13委託料のうちあすかホール文化振興協会委託料1,700万円につきましては、あすかホール開館20周年となることから、全ての事業を記念事業とし、開館月の11月に実施した3事業が完売するなど充実を図り、L I V E i n A S U K AではK i s s F M等で活躍中のパーソナリティーを司会者に加え、ロビー等で過去に実施した公演等のポスター展示などを実施したものでございます。

188ページをお願いいたします。

目 8 歴史資料館費、節13委託料のうち展示品輸送委託料54万530円につきましては、開館20周年記念企画展の実施に当たり、展示品の運送等を委託したものでございます。

歳入の詳細説明に移らせていただきます。

歳入の決算といたしましては、地方交付税、国庫支出金及び各種交付金においては、一部を除き減少し、県支出金及び繰越金が増加となっております。全体を通しますと4億3,023万8,000円の減で、前年度比4.2%の減となっております。これは、前年度に町土地

開発基金より4億8,000万円を繰り入れした影響が大きく、実質的には昨年度並みの歳入合計となっております。

それでは、12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人町民税につきましては、収入済額が15億6,170万4,833円で、前年度対比1.2%の減となっております。これにつきましては、納税義務者の所得が前年度に比べ減少したことによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、収入済額は19億2,531万8,126円で、前年度対比で0.5%の減となっております。これにつきましては、町内大型事業所の新規設備投資が減少し、償却資産分の減少が大きく影響しております。

項4町たばこ税につきましては、収入済額は2億7,837万2,418円で、前年度対比10.7%の増となっております。これにつきましては、消費本数は減少しているものの、税源移譲により町たばこ税の税率が上がったことによる増でございます。

26ページをお願いいたします。

款14国庫補助金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金のうち都市計画道路整備費補助金220万円につきましては、網干線道路整備事業に係る交付金で、補助率は10分の5.5となっております。防災・安全社会資本整備交付金のうち舗装修繕事業費補助金573万円につきましては沖代線舗装修繕工事に係る交付金で、補助率は10分の5.5となっております。

28ページをお願いいたします。

節2都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金のうち都市再生整備計画事業費補助金5,279万9,000円につきましては、都市再生整備計画事業に対する補助では補助率は10分の4となっております。防災・安全社会資本整備交付金のうち都市公園事業費補助金3,700万円につきましては都市公園事業で、補助率は用地取得が3分の1、施設整備が2

分の1となっております。

目6消防費国庫補助金、節1消防費補助金、防災情報通信設備整備事業交付金467万2,500円につきましては、J－A L E R T自動起動装置整備工事に係る国庫補助金で、補助率は10分の10となっております。

目7総務費国庫補助金、節1総務費補助金、地域の元気臨時交付金1億619万7,000円につきましては、国の緊急経済対策の一環として、公共事業の前倒しにより発生した地方負担額から算定し、交付されたものでございます。

32ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金、生活交通バス支援事業費補助金128万8,000円につきましては、公共交通機関の確保を目的として、民営乗合バスの赤字路線に対して経常損益の一部を補助する生活交通バス支援事業に係る県補助金でございます。

目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、社会福祉施設整備事業補助金1億6,820万円につきましては、社会福祉法人太子福社会太子の郷、地域密着サービスの施設整備及び開設準備補助に係る県補助金でございます。

34ページをお願いいたします。

目4労働費県補助金、節1労働費補助金、緊急雇用就業機会創出市町事業費補助金245万3,398円につきましては、離職、失業を余儀なくされた方の再就職の促進及びその生活の安定を目的とし、雇用期間がおおむね1年以下の臨時的かつ短期間の雇用を創出する県補助金でございます。

目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、西播磨ふるさとの風景づくり整備事業補助金125万4,750円につきましては、吉福地区揚水ポンプ更新事業、宮本水路補修事業及び岩見構下農業用水路改修事業に対する県補助金で、補助率は2分の1となっております。

38ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金につきましては、参議院議員選挙及び県知事選挙の執行により、前年度対比で218万8,428円の増となっております。

42ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金、ふるさと応援寄付金104万円につきましては、13件9名の方々からの御支援をいただいたものでございます。

48ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1総務費雑入、兵庫県市町村振興協会市町交付金2,200万5,911円につきましては、防犯灯LED化事業や電気自動車購入事業などに対して、兵庫県市町村振興協会より宝くじの収益金を活用して交付されたものでございます。

以上で認定第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

22ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的経費でございます。決算額は3,694万3,570円で、前年度に比べまして約80万円の減となっておりますが、主な要因は人事異動等による人件費の減によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

項2徴税費、目1賦課徴収費は国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は314万9,125円で、前年度より5,000円増加いたしております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は17億6,659万671円で、前年度より約270万円増加しております。24年度は対前年度比1億4,200万円の大幅増でございましたが、25年度は入院外、歯科、

調剤に係る費用額が増加する一方、入院に係る費用額は約4,500万円減少した結果、保険者負担額の増加は約270万円にとどまっております。

目2退職被保険者等療養給付費は1億6,909万8,620円で、前年度より約5,100万円減少いたしております。この要因は主に退職被保険者等の減少によるものと考えております。

一般被保険者、退職被保険者等を合わせた療養給付費全体の決算額は19億3,568万9,291円で、前年度より約4,800万円、率で申しますと2.4%の減となっております。24年度と比較すると減となっておりますが、この要因は24年度が23年度と比べて7.7%増という大幅な増加があったためでございます。平成25年度決算額を前々年度である23年度決算額と比較しますと約9,300万円増加しております。

26ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は2億789万4,958円で、前年度より件数で1件増加していますが、決算額としては約860万円の減となっております。

目2退職被保険者等高額療養費は2,710万8,392円で、前年度より件数で74件の減、決算額で約650万円の減となっております。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の件数は26件で、前年度より18件の減、決算額は730万円の減となっております。

28ページをお願いいたします。

項5葬祭諸費、目1葬祭費の件数は61件で、前年度より20件の増、決算額で100万円の増となっております。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金につきましては、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、4億2,403万1,306円支出いたしております。前年度より約1,500万円の増となっております。

款4前期高齢者納付金等、目1前期高齢者

納付金につきましては、後期高齢者支援金等と同様に、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度であり、退職者が大量に加入する国保に比べ現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから国保の負担は少なくなります。25年度は40万2,388円支出いたしております。

30ページをお願いいたします。

款6介護納付金は、第2号被保険者1人当たりの負担額5万9,588円に第2号被保険者2,907人を乗じた概算額1億7,322万2,316円に前々年度の精算額と調整金額を加えた1億7,351万4,032円を納付いたしております。前年度からは約1,100万円増加いたしております。

款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金6,118万4,853円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト1件当たり80万円を超える対象医療費に応じた額が交付される高額医療費共同事業に係る拠出金でございます。拠出金の額は前年度より約290万円減少いたしております。

目2保険財政共同安定化事業拠出金は、レセプト1件当たり30万円を超える医療費に対して支出される保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た拠出金額2億7,810万8,798円を支出いたしております。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき全保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導に係る経費で、1,534万1,672円を支出いたしております。特定健診では1,591名の被保険者が受診され、そのうち70名に特定保健指導を実施いたしております。前年度と比較して受診者数は37名増加し、受診率は0.3%増の26.6%となっております。

32ページをお願いいたします。

款9基金積立金は、25年度において財政調整基金から生じた利子30万7,386円と任意積み立て7,214万1,614円の計7,244万9,000円を基金に積み立て、平成25年度末の国保財政調整基金残高は1億9,616万1,000円となっております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、24年度の医療給付費の確定の結果、超過交付となった国庫支出金、療養給付費等交付金、兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の超過分を返還したものでございます。また、平成23年度の国庫調整交付金において、兵庫県国民健康保険団体連合会が作成した資料の誤りによる補助金額の変更に伴い1,000円を返還いたしております。合わせて3,253万406円支出いたしております。

続いて、歳入に移ります。

10ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税の総額は7億6,423万9,220円で、前年度と比較して約960万円の増となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて年度平均で9世帯の増、被保険者数で20人の減となっておりますが、平成25年度の保険税率改定により現年分調定額で約700万円、現年分収入済額で約600万円増加いたしております。

12ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は5億1,385万3,989円で、前年度比で約130万円の増となっております。後期高齢者支援金分、介護納付金分の負担金の増によるものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は1億6,201万9,000円で、前年度より約2,400万円の増となっております。介護納付金分等の増加により、普通調整交付金において約2,800万円増加いたしております。

14ページをお願いいたします。

款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払

基金から交付されるもので、2億5,283万9,000円でございます。24年度は前年度の過年度精算による追加交付分が約2,400万円ありましたが、25年度はこれが皆減となったこと、また25年度の保険給付に係る現年度分が被保険者数の減少などにより約4,400万円減少したことから、合わせて約6,800万円の減となっております。なお、現年度分の交付金額は社会保険診療報酬支払基金の予測した通知額に基づくもので、実績通知の結果に基づき、平成26年度において約1,300万円を返還する予定でございます。

款5前期高齢者交付金は、全ての65歳から74歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するもので、前年度と比較し、約4,000万円増の8億9,323万7,692円となっています。現年度分の概算交付金額は約4,800万円増えていますが、前々年度の精算額は24年度と比べ約800万円減少したことにより、全体として約4,000万円の増となっております。

款6県支出金1億7,905万5,388円で、前年度より約840万円の減となっております。この要因についてですが、16ページをお開きください。特別調整交付金におきまして、前年度より約1,100万円の減となっております。これは、保険財政共同安定化事業において拠出超過となった保険者に対する支援措置について、平成24年度において当町は拠出超過であったため1,240万円措置されていたものが、平成25年度は拠出超過が解消されたため支援対象外となったことによるものでございます。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり交付基準額80万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は7,722万3,913円で、前年度より約1,900万円増加しております。対象件数は319件で、前年度より10件増加いたしております。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、レ

セプト1件当たりの交付基準額30万円を超える医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は2億8,656万5,714円で、前年度より約1,100万円減少しております。対象件数は1,574件で、前年度より49件の減でございます。

款8広域連合支出金174万1,347円は、国保の特定健診と同時に実施した75歳以上の後期高齢者に係る健康診査等に対する広域連合からの支出金であります。内訳といたしましては、25年度健診受診者は304名分の国庫補助金相当分43万8,000円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分115万3,000円、24年度実績に伴う追加交付10万4,000円、また健診や周知、広報に係る臨時的な特別対策補助金4万6,347円を合わせたものでございます。

款10繰入金は1億6,751万3,020円で、前年度より約190万円減となっております。各節ごとの詳細についてですが、保険基盤安定繰入金は増となっておりますが、18ページの職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金は減となっています。また、財源補填のためのその他一般会計繰り入れは行わず、いわゆる法定繰り入れのみとなっております。

款11繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金468万3,005円は、24年度に交付された退職被保険者等に係る療養給付費等交付金について、医療費実績が確定した結果、超過交付となった額を25年度において診療報酬支払基金に返還するための繰越金でございます。

目2その他繰越金1億4,754万9,437円は、前年度より約2,300万円増加いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

14ページの歳出から説明いたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、介護事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費でございます。主な要因は、人事異動による人件費の減額、介護保険法改正に伴うシステム改修委託業務等によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費でございます。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費については、介護認定審査会の委員報酬等でございます。25年度は認定審査会を48回開催し、延べ1,027件の審査判定を行いました。

目2 認定調査費、節12 役務費、主治医意見書手数料につきましては、前年度より約114万円、件数で282件減少しておりますが、平成24年度に要介護認定期間が最大2年に延長されたことにより対象更新者数が減少したためでございます。

18ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費につきましては、要介護と認定された方に対するサービス費でございます。前年度より約6,178万円、件数で1,287件増加しておりますが、特に居宅介護サービス給付費、それに伴う居宅介護サービス計画給付費が大きく増加いたしております。

目2 予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防サービス費でございます。前年度より約323万円、件数で301件増加しておりますが、特に介護予防サービス給付費、それに伴う介護予防サービス計画給付費が増加しております。

目3 高額介護サービス費につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費ですが、前年度より件数で19件の増、保険者負担分で約71万円の減となっております。

目4 特定入所者サービス費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食事

及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費ですが、前年度より件数で56件の増、保険者負担分で約309万円の増となっております。

目5 審査支払手数料は、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務として、延べ2万9,044件分の手数料でございます。

20ページをお願いいたします。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費につきましては、要支援者の介護予防ケアプラン作成業務等、介護サービス事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費でございます。節13 委託料、介護予防ケアプラン作成業務委託料につきましては、前年度より約88万3,000円の増、件数で231件の増となっております。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費につきましては、介護予防事業委託料、生活機能評価事業委託料等でございます。介護予防事業委託料は、運動教室、口腔教室、栄養教室を社会福祉協議会に委託し、延べ3,882人の利用がありました。生活機能評価事業は、介護保険の認定を受けていない75歳以上の家庭を延べ1,879人訪問し、基本チェックリストを用いて介護予防の必要性を判定するものでございます。

22ページをお願いいたします。

項2 包括支援事業費、目1 包括支援事業費につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的支援に係る事業費でございます。節11 需用費、高齢者等見守りネットワークステッカーにつきましては、32事業所と協定を締結し、高齢者の見守りを行うため、新たに取組んだ事業でございます。

24ページをお願いいたします。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費につきましては、38万829円を町の介護保険財政が安定的に運営されるよう基金に積み立てるものでございます。

款9 諸支出金、項1 償還金、目1 償還金に

つきましては、平成24年度保険給付費の精算の結果による国庫、県費支払基金への返還金でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせて4億2,319万377円となっております。前年度と比較し、2,602万2,335円の増で、65歳以上の1号被保険者数は389名の増加でございます。また、収入未済額については、現年度分と滞納繰越分と合わせて2,594万4,436円となっており、徴収率は94.2%でございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入につきましては、地域包括支援センターの介護予防サービスプラン作成報酬でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は419件、4万1,900円でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、3億1,591万7,304円でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、590万3,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

目2地域支援事業交付金につきましては、過年度精算分を含め、1,746万580円であります。

目3事務費交付金につきましては、26万2,000円でございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、目1介護給付費交付金として4億9,542万6,000円、目2地域支援事業交付金として591万2,000円でございます。

款6県支出金につきましては、項1県負担金、目1介護給付費負担金として2億4,990万円、項2県補助金、目1地域支援事業交付金として、過年度精算分を含め、873万419円でございます。

10ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金として、要保護者に係る審査・判定等の費用5,500円でございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、介護保険給付費準備基金の預金利子として16万3,599円でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として、節1保険給付事業繰入金として2億8,993万8,000円、節2介護サービス事業繰入金として527万2,000円を繰り入れております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として2,299万2,476円を繰り入れております。

款9繰越金につきましては、前年度繰越金として4,832万2,209円を繰り越しております。

12ページをお願いいたします。

款10諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子として2万7,753円でございます。

項3雑入、目1雑入として、介護保険料等還付未済金として78万1,300円を収入いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員人件費が主な内容です。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、主に死亡などに伴う過誤納付還付金及び後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や、納付書の印刷製本費や郵送料でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平

成26年3月分までの現年度分の保険料納付金として2億3,320万539円、過年度分の保険料納付金として671万3,755円、広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として792万5,029円、保険基盤安定繰入金納付金として3,882万9,489円、延滞金納付金として1万4,900円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分につきましては、特別徴収分として1億6,646万8,090円、普通徴収分として7,211万8,112円、合計で2億3,858万6,202円を収納いたしております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、3万200円収納いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として1,774万7,407円、保険基盤安定繰入金として3,882万9,489円、合計で5,657万6,896円を一般会計より繰り入れております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金として673万3,755円を収納いたしております。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金につきましては、保険料延滞金として2万8,900円を収納いたしております。

8ページをお願いいたします。

款5諸収入、項3雑入、目1雑入は、広域連合より保険料還付金として19万8,970円を受け入れております。また、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の過納分16万3,944円につきましては、還付未済金として雑入に振りかえ、翌年度の過誤納還付金に充当しております。

歳入総額3億290万8,294円に対し、歳出総額は2億9,676万485円で、歳入歳出差し引き

額614万7,809円を翌年度へ繰り越しいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

最後に、最後といいますか、私のですが、認定第5号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、10ページ、歳出をお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費の1,459万9,018円でございますが、主に墓所返還還付金として337万8,000円と一般会計への繰出金としての1,116万8,000円となります。墓所返還還付金につきましては、申し込み後、墓碑の設置の見込みがなく不要になったなどの理由により返還申請がございましたので、7基分337万8,000円を返還いたしました。

目2墓園管理費の627万1,771円でございますが、主に委託料の除草作業、ごみ処理等による清掃管理委託料、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等による植栽管理委託料、車止め開閉業務委託料として601万8,180円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料の1,317万円でございますが、墓園永代使用料として、町内17基分となっております。平成25年度末の応募状況は、累計で911基となっております。

項2手数料、目1墓園手数料613万円でございますが、墓園年間管理手数料として899基分となっております。

款4繰越金につきましては、前年度繰越金として699万7,633円となっております。

以上で平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、認定第6号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

12ページをお願いします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料につきましては、公共ますの修繕を5カ所、雨水幹線管理用ネットフェンスの補修を3カ所、雨水幹線ゲートの補修を2カ所、マンホールぶた周辺道路、雨水管、マンホールポンプ制御盤の補修を各1カ所行いまして、合わせて302万7,307円を支出しております。前年度比113万2,057円の増であります。節13委託料の下水道管洗浄委託料につきましては、下水道管閉塞の予防措置として定期的洗浄作業を行っております。平成25年度は矢田部地区の定期的洗浄作業と4件の緊急洗浄作業等と合わせて241万5,000円を支出しております。前年度比41万8,950円の増であります。マンホールポンプ点検監視委託料につきましては、太子町内にある15カ所の下水をくみ上げるマンホールポンプの点検監視業務として361万4,900円を支出しております。前年度比7万9,550円の増であります。

次に、14ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、処理水量423万5,113立方メートルに対します処理負担金として2億5,546万2,164円を支出しております。前年度比、水量で9万4,525立方メートル、負担金で2,551万786円の増となっております。

揖保川流域下水道建設負担金につきましては、1,818万1,490円を支出しております。流域の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして関係3市1町が負担するものでございます。管渠につきましてはその8.43%、処理場につきましてはその10.91%が太子町の負担割合となっております。前年度比614万

5,290円の減となっております。

兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴う償還金負担金として1,402万6,229円を支出しております。前年度比215万519円の減となっております。

次に、16ページをお願いします。

款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道事業費、節15工事請負費の公共樹設置工事費につきましては、63件の工事で2,697万2,400円を支出しております。前年度比367万5,205円の増となっております。下水道工事跡舗装復旧工事外につきましては、2件の工事で276万9,900円を支出しております。前年度比239万1,900円の減となっております。節19負担金・補助及び交付金の汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、姫路市と太子町との汚水処理に関する協定書に基づき1,651万5,843円を支出しております。前年度比120万70円の増となっております。

款1下水道費、項1下水道費、目3合併処理浄化槽整備費、節15工事請負費の合併処理浄化槽設置工事費につきましては、下水道排水区域より離れた建物に対し、下水道管布設のかわりに合併浄化槽を設置したもので、1件の工事で185万4,300円を支出しております。

款1下水道費、項1下水道費、目4前処理場管理費、節11需用費の消耗品費のうち薬品につきましては、硫化水素対策としまして、pH調整のための苛性ソーダ購入費として153万2,846円を支出しております。前年度比9,660円の増となっております。光熱水費につきましては、電気料を516万7,776円支出しております。前年度比94万5,533円の増となっております。修繕料につきましては、機械修繕として、オートスクリーン駆動チェーン交換作業等に133万4,550円、施設修繕として、地下1階避難口誘導灯修理等に35万5,215円を支出し、合わせて168万9,765円支出しております。前年度比151万6,785円の減となっております。節13委託料の前処理場運

転管理業務委託料につきましては、4,257万400円支出しております。前年度比53万9,450円の減となっております。

次に、18ページをお願いします。

前処理場生污泥搬送計画検討委託料につきましては、前処理場の経費削減のため、生污泥の直接搬送の検討についてコンサルタントに委託した費用で、898万8,000円支出しております。節15工事請負費の流入ポンプ更新工事費につきましては、ポンプの老朽化に伴い更新工事を行ったもので、218万2,950円支出しております。節18備品購入費につきましては、前処理場内の配管の洗浄用のホースリール及び污泥脱水機のモーターが経年劣化で故障したことにより更新のため、合わせて30万6,915円支出しております。節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、処理水量5万3,682立方メートルに対します処理負担金として787万3,028円支出しております。前年度比108万900円の増となっております。揖保川流域下水道建設負担金につきましては、流域の処理場等の建設事業費の負担分として185万3,173円支出しております。前年度比62万6,369円の減となっております。兵庫西流域下水污泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴います償還金負担としまして191万2,668円支出しております。前年度比29万3,252円の減となっております。兵庫西流域下水污泥処理委託事業負担金（污泥焼却）につきましては、搬出しました污泥量114.86トンに対します焼却負担金として498万628円支出しております。前年度比11万7,368円の減となっております。

次に、20ページをお願いします。

款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて8億7,304万2,106円を支出しております。前年度比1,339万8,733円の増でございます。

款2公債費、項1公債費、目2利子につき

ましては、定期償還分の長期債利子償還金として、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて3億2,182万5,442円を支出しております。前年度比1,794万8,697円の減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

6ページをお願いします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金の下水道事業受益者負担金につきましては、猶予取り消しによる現年度分50件1,424万9,300円を収入しております。前年度比408万8,900円の増でございます。節2下水道費過年度負担金につきましては、19万9,600円収入しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1下水道使用料につきましては、有収水量328万9,151立方メートルに対し、収入済額4億8,405万5,682円となっております。前年度比、水量で8,352立方メートルの減、使用料で358万9,686円の減となっております。節2下水道過年度使用料につきましては、1,014万5,337円収入しております。節3前処理場使用料につきましては、有収水量5万2,997立方メートルに対します使用料単価が1立方メートル当たり235円でございますので、1,245万4,295円収入しております。前年度比、有収水量で958立方メートルの減、使用料で4万4,645円の増となっております。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金につきましては、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて10億989万円となっております。前年度比2,680万円の増となっております。

次に、8ページをお願いします。

款5諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入の兵庫西流域下水污泥処理等清算金につきましては、過年度分の委託料の返還に伴う負担金の清算で、713万7,466円を収入しており

ます。

款6町債、項1町債、目1下水道債、節1下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を全て合わせまして1億9,000万円の収入済みとなっております。前年度比330万円の減となっております。

以上で平成25年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第7号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算報告書の1ページから4ページまでは収益的収支及び資本的収支について、予算との対比で消費税込みにて作成をしております。

2ページの収益的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、事業収益において、予算額4億4,663万2,000円に対し決算額4億5,891万5,429円となり、予算に対し1,228万3,429円の増収となりました。この主な要因は、営業収益の加入金が予算額の1.9倍の1,462万円となり、前年度決算額と比較しても倍近くに増加したことによります。また、営業外収益では、予算額1,014万1,000円に対し決算額2,322万4,674円で、予算に比べ1,308万3,674円の増収となりました。

一方、支出の状況は、事業費用において、繰越分を含めた予算額4億9,775万5,500円に対しまして決算額は4億5,939万9,090円となり、不用額は3,835万6,410円となりました。不用額の要因は、営業費用及び営業外費用の経費減によるものでございます。

4ページの資本的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、予算額100万円に対し決算額は20万円で、2件の工事負担金でございます。

一方、支出においては、予算額9,674万8,000円に対しまして決算額は7,489万57円

で、先の6月定例会で報告しました、繰越額を控除した不用額は665万7,943円となりました。この主なものとしましては、建設改良費の配水施設改良費の減額によるものです。

資本的収入額20万円が資本的支出額7,489万57円に対し不足する額7,469万57円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額82万3,839円、過年度分損益勘定留保資金7,386万6,218円で補填しております。詳細内容につきましては、収益的収入及び支出は18ページ以降に税抜きで掲載しております。また、資本的収入及び支出については、24ページに税込みで掲載をしております。

続きまして、6ページをお願いします。

平成25年度損益計算書で、収益的収支を項目別に税抜きで精算したものでございます。

営業収益4億1,500万7,639円から営業費用4億2,879万1,535円を差し引いた営業利益はマイナス1,378万3,896円であり、これに営業外収益2,322万4,674円から営業外費用2,152万3,042円を差し引いた170万1,632円を加えた経常損失は1,208万2,264円となります。特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は1,293万3,364円となりました。前年度繰越欠損金8,595万5,793円を加算いたしますと、当年度未処理欠損金は9,888万9,157円となっております。

次に、7ページの剰余金計算書をお願いいたします。

左の資本金から説明いたします。

真ん中から下の部分、当該年度変動額の欄をお願いします。

平成25年度は自己資本金に変動はございませんでした。借入資本金は企業債の新たな発行はなく、償還額4,130万9,905円を減額しております。借入資本金の年度末残高は9億4,132万3,786円となりました。

次に、資本剰余金ですが、受贈財産評価額につきましては、14ページに内訳明細書をつけておりますとおり、2,032万4,230円が増加しましたので、年度末残高は5億6,582万4,126円となりました。

続きまして、工事負担金でございますが、24ページに記載しておりますとおり、税込みで2件、20万円の収入がございました。

4ページ、備考欄に仮受消費税9,522円を計上しておりますとおり、税抜きでは19万478円でございます。

次に、他会計補助金及び国庫補助金につきましては、変動はございません。

資本剰余金合計は、2,051万4,708円増加し、50億1,689万4,176円となりました。

続きまして、利益剰余金の部でございますが、減債積立金と利益積立金及び建設改良積立金に変動はございません。

未処理欠損金につきましては、1,293万3,364円の純損失が生じたので、当年度未処理欠損金は9,888万9,157円となり、利益剰余金合計は1億7,956万3,208円となりました。結果、資本合計といたしまして71億3,974万8,414円となっております。

続きまして、8ページですが、欠損金処理計算書(案)でございますが、未処理欠損金の当年度末残高9,888万9,157円に対し利益剰余金等からの繰り入れは行わず、この額を繰越欠損金として処理するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

平成25年度末現在の貸借対照表でございます。

これは、企業の財政状態を明らかにするために資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。平成25年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したもので、資産の部、1、固定資産の(1)有形固定資産については、資本的支出に経理されたものを各項目別に計上しており、明細については、25ページと26ページの固定資産明細書に掲げているとおりでございます。

次に、2、流動資産の1、現金預金5億6,457万2,877円は、30ページの資金収支表の最下部の翌年度繰越資金の現金残高4億5,457万2,877円と資金収支表の支払資金中にあります預金1億1,000万円を合計した数値と一致いたします。

2、未収金は、平成26年3月31日現在で4,223万9,351円であり、この主なものとしては、水道料金2,020万8,171円、加入金31万5,000円、他会計負担金2,157万6,169円でございます。

3、有価証券につきましては、資産運用といたしまして国債9,549万7,000円及び地方債2億円を購入しておりました。年度末現在高でございます。

流動資産の合計額は9億871万3,446円となります。

10ページ、負債の部ですが、4、流動負債、1、未払金3,280万4,619円の内訳は、営業未払金1,437万7,419円、営業外未払金1,842万7,200円で、主なものは、未払消費税1,160万200円、会計制度改正対応支援業務500万円、退職手当特別負担金300万4,096円でございます。

2、預り金6,844万9,487円は下水道使用料でございます。

負債合計額は1億125万4,106円となりました。

次に、資本の部ですが、7ページで御説明しました剰余金等を取りまとめたもので、詳細につきましては先ほどのとおりでございます。

以上が資産、負債、資本の状況で、資産と負債及び資本の合計額がそれぞれ72億4,100万2,520円でございます。

次に、11ページをお願いします。

これから以降は決算に関する説明書でございます。

まず、事業報告書でございますが、1、概況では、平成25年度の経営及び事業実施の概要を文書表現しております。

12ページ、2、議会議決事項は、平成25年度中に議会で提案させていただいた議案であります。4、職員に関する事項は、平成26年3月末現在の職員を職階級に上げております。

次に、13ページには、保存工事の概況を掲げております。これは配水管等の修理件数で

ございまして、平成25年度中は40件行っております。

次に、14ページは、3、受贈財産評価額内訳明細書でございまして、先ほどの資本剰余金のところで申し上げたとおり、宅地開発等により寄贈された配水管、配水支管等10件の評価額でございます。

15ページは業務でございます。

1、業務量は前年度対比で掲げております。年間総配水量で0.7%の減となっております。今後の水需要についても、節水意識の定着、節水機器の普及等により減少傾向であると考えております。

16ページ、2、事業収入に関する事項、3、事業費に関する事項については、区分別に前年度と対比しております。事業収入では、有収水量の減により給水収益は1.0%の減でしたが、加入金の増や営業外収益の増加によりまして全体として781万2,747円、1.8%の増収であります。一方、事業費においては、8.8%の増により3,663万5,101円の増額となっております。このうち現金支払いを伴わない減価償却費と資産減耗費が2,422万6,733円を占めております。

17ページ、4、会計でございます。2、企業債及び一時借入金の概要ですが、これは企業債の借入状況でございまして、31ページの企業債明細書に掲げているとおり、借入総額は12億970万円に対し、平成25年度末現在の未償還残高は9億4,132万3,786円となっております。

次に、18ページをお願いします。

これからは収益費用に係る明細でございします。主なところのみ申し上げます。

目、給水収益、節、水道使用料は、対前年度比382万3,524円の減収となり、3億7,427万6,647円となっております。

目、その他の営業収益、節、加入金は、前年度決算額より715万円増加して1,462万円となっております。

19ページの項、営業外収益は、対前年度比350万200円の増収となりました。公募公債等

の配当金がその要因でございます。

20ページからは事業費用でございます。

目、原浄水費は、前年度対比212万5,810円の増加です。主な要因は委託料の増加でございまして、臨時で行いました水質検査と前年度には実施しなかった老原浄水場膜モジュール点検でございます。

21ページの節、動力費は、全施設の電気使用量として181万9,070キロワットアワーでございまして、前年度対比では214万5,113円の減となっております。これは、立岡山北配水池整備事業の完了により、北配水池単独での稼働状況を把握するため、一時的に南配水池への送水を停止していたためです。節、受水費につきましては、兵庫県企業庁から年間51万1,000トンを受水しました。これは前年度と同様で、経費も同額でございます。

次に、目、配水費は、前年度対比368万6,845円の増です。修繕費と路面復旧費の増加が原因でございます。節、調査費については、送水管及び配水管の延長1万4,710.5メートルと、それに付随する消火栓58基、給水戸数131戸の漏水調査を実施し、止水栓漏水、給水管漏水、分水栓漏水等の漏水把握に努めました。調査結果は給水管から漏水が1件発見され、修理いたしました。今後も有収率の維持、漏水の早期発見からも継続的な調査が重要であると考えております。

目、給水費は、前年度比184万9,229円の減でございます。節、委託料の量水器取替業務委託料と節、修繕費の減少がその要因となっております。

22ページ、目、総係費は、前年度対比1,302万5,903円の増となりました。その主な内容は、法定福利費における退職手当特別負担金が254万9,442円増額となったことと、委託料の地域水道ビジョン策定費用が1,124万6,667円増加したことによるものです。

目、減価償却費と23ページの目、資産減耗費は増額となり、その他営業費用は減額となりました。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債

取扱諸費では、企業債利息として、財務省財政融資資金12件分792万1,909円、地方公共団体金融機構21件分1,360万1,133円で、前年度対比261万4,049円の減となっております。

項、特別損失、目、過年度損益修正損は85万1,100円となっております。

次に、24ページの資本的収入及び支出明細書をお願いします。

資本的収入の項、工事負担金につきましては、2件で20万円の収入でございます。

資本的支出では、前年度に実施しました立岡山北配水池整備費のような大型事業がなかったことから、目、配水施設改良費が対前年度比5億2,224万5,224円減少し、目、固定資産購入費においては、中央監視システムの更新や新会計制度移行及び消費税率改正に伴うシステム改修費により、対前年度比1,690万7,081円増加しました。

目、企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金12件分の1,277万6,016円、地方公共団体金融機構21件分の2,853万3,889円を償還しております。

26ページは固定資産明細書でございます。9ページの貸借対照表、資産の部、固定資産の明細でございます。

27ページは、事業費用及び建設改良費に掲げている科目ごとの人件費の明細であります。

28ページは、款、事業費用4億5,116万5,677円の節ごとの区分構成比でございます。

29ページは補てん財源明細書でございます。資本的収入が資本的支出に対して不足する額に補填する財源を表記しております。平成26年度へ繰り越す額は8億2,537万8,635円となっております。

30ページは、平成25年度資金収支表でございます。この1年間に発生した現金の受け入れ及び支払いの金額を事業資金の項目別に表示したものでございます。受入資金と支払資金の差し引き額は4億5,457万2,877円であり、この額が平成26年度へ繰り越される現金

の額でございます。

最後に、31ページは企業債の明細でございます。平成25年度末の未償還残高は9億4,132万3,786円となっております。

以上で平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

**○議長（橋本恭子）** これで日程第22、認定第1号から日程第28、認定第7号までの提案理由の説明と詳細説明は終わりました。

ここで平成25年度一般会計、特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

水野賢司代表監査委員。

**○監査委員（水野賢司）** 失礼します。平成25年度兵庫県太子町一般会計、特別会計決算につきまして、中島監査委員とともに審査いたしました結果につきまして御報告申し上げます。

審査対象、兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業、下水道事業の5特別会計、附属書類、兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類。

審査期間、平成26年7月22日から平成26年8月12日まで。

審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。

また、基金につきましては、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしております。

審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認した。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めた。

決算の個別意見については、以下に述べるとおりでありますので、御確認いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算につきまして、中島監査委員とともに審査しました結果につきまして御報告申し上げます。

審査対象、兵庫県太子町水道事業会計決算、事業報告及び関係帳簿、証書類。

審査日、平成26年7月22日から平成26年8月12日まで。

審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているか

などの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見につきましては、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本恭子） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後2時44分）